

第21号議案

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(島根県行政手続条例の一部改正)

第 1 条 島根県行政手続条例 (平成 7 年島根県条例第24号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「留置場 (警察本部又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。) 」を「留置施設」に改める。

(島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正)

第 2 条 島根県警察本部の内部組織に関する条例 (昭和36年島根県条例第16号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第17号中「留置場」を「留置施設」に改める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律 (平成18年法律第58号) 附則第 1 条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。